

令和 8 年(2026 年) 2 月 27 日

北海道土地改良事業団体連合会事業管理部長
北海道土地開発公社総務部総務経理課長
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
農業研究本部長
公益財団法人北海道農業公社
農村施設部設計審査課長
(一社) 北海道農業建設協会会長
(一社) 北海道農業土木測量設計協会会長

様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

令和 8 年度設計業務委託等技術者単価及び令和 8 年工事設計労務単価の
適用に係る特例措置について (通知)

令和 8 年度公共工事の委託業務の積算に用いる設計業務委託等技術者単価 (以下「新技術者単価」という。) 及び公共工事設計労務単価 (以下「新労務単価」という。) について、国土交通省及び農林水産省では、国の直轄事業において新技術者単価及び新労務単価の適用を前倒しして、令和 8 年 3 月 1 日以降から適用することとし、令和 7 年度設計業務委託等技術者単価 (以下「旧技術者単価」という。) 及び令和 7 年度公共工事設計労務単価 (以下「旧労務単価」という。) を適用している委託業務については契約締結後に新技術者単価及び新労務単価に基づく契約に変更する特例措置を講じる旨、通知があったところです。北海道農政部においても国と同様の対応を行うこととし、農政部所管発注業務における令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を行う委託業務のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用しているものについて、次のとおり特例措置を講じることとして各 (総合) 振興局長に通知したのでお知らせします。

記

1 措置の内容

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、2 に定める業務委託の受託者は、次の規定に基づき、旧技術者単価及び旧労務単価に基づく契約を新技術者単価及び新労務単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができる。

(1) 業務委託事務取扱要綱 (昭和 50 年 3 月 25 日付け局総第 101 号副出納長、総務

部長通達「業務委託事務取扱要綱の制定について」別記第 10 号様式及び別記第 11 号様式第 56 条

(2) 現場技術業務委託実施要領(平成元年 4 月 7 日付け設計第 17 号農政部長通達「現場技術業務の委託について」別添 2 現場技術業務委託契約書(例)第 39 条

(3) 設計施工管理業務委託実施要領の運用について(平成 20 年 2 月 28 日付け事調第 1111 号農政部長通達)別添 1 設計施工管理業務委託契約書例第 38 条

2 対象業務委託

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を締結する業務委託のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については次の方式により算出する。

変更後の業務委託料 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価及び新労務単価により積算された設計金額

k ：現業務委託料 / 現設計金額

4 業務委託料の変更請求

受託者による本通知に基づく業務委託料の変更の請求期限は、委託期間末の 20 日前までとする。

5 その他

(1) 入札の公告等に当たっては、本特例措置の対象となる旨、仕様書等において明示すること。

(2) 落札者決定通知後の業務委託にあつては、落札者に対して本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の業務委託にあつては、受託者に対して本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

調整係 主査 (事業契約)

TEL 011-231-4111 (27-168)

設計積算係 主査 (システム)

TEL 011-231-4111 (27-183)